

インターネット広告・ICT ツールスペシャリスト養成科

インターネットツールに精通し、拡大が進むインターネット広告の分野での実務に必要な技能を身につける



インターネット、ウェブ、電子メール、クラウド、ソーシャルネットワーク、アフィリエイト、ウェブマーケティング、サーバー技術、SEO、etc... 様々な技術を使いこなせる専門家を養成。

受講生 追加募集!!

実践演習コース(クリエイト分野)

受講料無料

訓練説明会開催

日程：平成22年4月8日(金)

時間：午前11:00～12:00(1時間)

場所：日本ウェブ協会

※必ず事前にお電話でご予約ください。
※人数満了次第受付終了となります。

想定する就職先の仕事

ウェブビジネス系企業、インターネット関連企業、
マーケティング会社、広告代理店、印刷会社、
各種法人広報(総務広報)部、各種企業広告部、広告営業部

訓練期間

平成23年 **4月25日** ～ 平成23年 **7月22日**

訓練時間：10時30分～16時20分 ※昼食休憩1時間

説明会／訓練場所

特定非営利活動法人 日本ウェブ協会 セミナー室

【最寄り駅】

- ・JR：山手線、JR：京浜東北線 浜松町駅北口より徒歩 約10分
- ・地下鉄：都営浅草線、大江戸線 大門駅B2番出口より徒歩 約10分
- ・新交通ゆりかもめ 竹芝駅から徒歩 約3分
- ・東京モノレール 浜松町駅より徒歩 約12分



追加募集期間

平成23年 **4月5日** ～ 平成23年 **4月13日**

受講のお申込は最寄りのハローワーク(公共職業安定所)まで

定員：**24**人

訓練事業者
訓練施設

W2C

特定非営利活動法人
日本ウェブ協会

TEL:03-5733-3701 FAX:03-5777-6289

E-mail:kikin@w2c.jp URL:http://www.w2c.jp/

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11-1 ニューピア竹芝 ノースタワー20階

募集要項

訓練番号	22-13-03-10-3269
コース名	実践演習コース
訓練学科	インターネット広告・ICTツール スペシャリスト養成科
追加募集期間	平成23年4月5日～平成23年4月13日
選考日	平成23年4月15日
選考方法	面接
結果通知日	平成23年4月15日
選考会場	日本ウェブ協会 セミナー室(表面地図参照)
訓練期間	平成23年4月25日～平成23年7月22日
訓練時間	10時30分～16時20分
受講料	無料
自己負担額	テキスト代:12,038円 ※職場見学の交通費:1,200円 ※希望者のみ目標資格試験の受験料:5,100円
定員	24名
訓練施設	日本ウェブ協会 セミナー室(下図参照)
対象者の条件	広告、インターネットに興味があり、就職に生かそうとされる方。パソコンのキーボード操作ができる方

訓練内容

訓練目標

インターネットツールに精通し、拡大が進むインターネット広告の分野での実務に必要な技能を身につける

想定する就職先の仕事

ウェブビジネス系企業、インターネット関連企業、マーケティング会社、広告代理店、印刷会社、各種法人広報(総務広報)部、各種企業広告部、広告営業部

取得をめざす資格

ITパスポート (希望者、要受験)

カリキュラム

■学科/安全衛生、インターネットとサーバー技術、ウェブ制作、ウェブビジネス、ウェブマーケティング、テクノロジーとコミュニケーション、復習と応用について

■実技/サイト設計、ツールの活用 職場見学

応募方法

このコースご希望の方は、最寄りのハローワークにて受講申請書にご記入の上、ハローワークにて受付後、弊協会までお電話ください。選考方法等についてご案内をいたします

▼お問い合わせはこちらまで

特定非営利活動法人 **日本ウェブ協会**

電話受付時間：10時～17時/土日祝休

TEL:03-5733-3701 FAX:03-5777-6289

E-mail:kikin@w2c.jp URL:http://www.w2c.jp/

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11-1 ニューピア竹芝 ノースタワー20階

訓練・生活支援給付金

[訓練・生活給付金の受給資格要件]

以下のすべてに該当する方が、訓練・生活支援給付金の支給対象者となる方です。

- 1) ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- 2) 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の職業促進手当および訓練手当を受給できない方
- 3) 世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- 4) 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- 5) 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- 6) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- 7) 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
- 8) 国および地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ 一定の要件を満たした方に支給されます。

※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークで「受講推奨通知」の交付を受けてください。

訓練・生活支援給付を希望される方は、同じくハローワークに「訓練・生活支援給付資格認定申請書」の提出をお願いします。

※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば、認められることがあります。

※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

※ 主たる生計者・年収の要件が1部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

職業訓練を受講している間、
訓練・生活支援給付金が支給されます。

給付月額

被扶養者のいる方: **12万円**

それ以外の方: **10万円**